

令和2年2月26日
府政経運第43号
令和5年3月2日
府政経運第62号
令和6年3月8日
府政経運第226号
一部改正

地域就職氷河期世代支援加速化事業実施要綱

1 事業の目的

地方公共団体において、当該地域における就職氷河期世代の方々の実態やニーズを踏まえた、地域の経済団体、就労、福祉等の関係機関、当事者団体や支援団体等と連携した取組を加速させるため、「地域就職氷河期世代支援加速化交付金」（以下「交付金」という。）を創設し、先進的・積極的に就職氷河期世代への支援に取り組む地方公共団体等を支援するとともに、優良事例を横展開することを目的とする。

2 交付対象者

交付金の交付対象者は、地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合。以下同じ。）とする。

3 実施主体

事業（7に規定する事業をいう。以下、4及び5において同じ。）の実施主体は、地方公共団体とする。

4 委託

（1）地方公共団体が適当と認める団体に、事業を委託することが必要かつ合理的・効果的な業務については委託を行うことができるものとする。この場合において、委託を行う地方公共団体は、委託による事業実施及び委託先の選定に対して責任を有することに留意すること。また、事業の実施主体はあくまでも地方公共団体であることから、委託先と綿密に連携を図り、事業の実施状況の

把握を行い、より効果的な事業となるよう取り組むとともに、事業全体の執行及び管理について、責任を持って実施すること。

- (2) 地方公共団体は、委託契約を締結するに当たっては、当該地方公共団体の財務規則等に基づく競争性のある手続きを原則とし、これによりがたい場合であっても、地方公共団体の財務規則等に基づく適正な手続によりこれを行うこと。

5 都道府県プラットフォームの事業実施計画等の提出

- (1) 交付金の交付を受けようとする都道府県は、厚生労働省が示す「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォーム設置要領」に即して都道府県プラットフォームを設置するものとし、関係機関等の支援策をとりまとめて策定する都道府県プラットフォームの事業実施計画を6の交付金計画に添付して、内閣総理大臣に提出するよう努めるものとする。
- (2) 交付金の交付を受けようとする都道府県以外の地方公共団体（複数の地方公共団体が連携・協力し、広域で事業を実施する場合も含む。）は、「就職氷河期世代活躍支援に関する計画」を策定し、内閣総理大臣に提出するとともに、都道府県に送付するよう努めるものとする。

6 交付金計画の作成

- (1) 交付金の交付を受けようとする都道府県は、「地域就職氷河期世代支援加速化交付金交付要綱（令和2年2月26日付府政経運第44号）」（以下「交付要綱」という。）第2条の規定に基づき交付金計画を作成し、内閣総理大臣に提出するものとする。
- (2) 交付金の交付を受けようとする都道府県以外の地方公共団体は、交付要綱第2条の規定に基づき交付金計画を作成し、内閣総理大臣に提出するとともに、都道府県に送付するものとする。
- (3) 地方公共団体は、交付金の交付決定を受けた後の事情の変更により、交付金計画の内容を変更しようとするときは、交付要綱第7条の規定に基づき変更後の交付金計画を内閣総理大臣に提出するものとする（ただし、細部の変更である場合を除く。）。

7 交付対象事業

交付金計画に盛り込む地域就職氷河期世代支援加速化事業（以下「事業」という。）は、主に次に掲げる事業が考えられる。

- (1) 地域における就職氷河期世代の実態とニーズ、支援の現状、就労・社会参加をめぐり環境等に係る調査等及び支援事業の効果検証
- (2) 個別相談、研修、職場実習、合同企業説明会、就職後のフォローアップ等、就職前後の一貫した支援を地域の創意工夫を活かして実施する伴走型支援
- (3) 求職者の資格取得に向けた支援、職業訓練等を実施する企業への助成、知識及び技術の習得を目的としたセミナー又は研修等、キャリアコンサルタントによる支援
- (4) 就職氷河期世代に特化した相談支援、総合的なオンライン相談窓口の開設
- (5) 多様な働き方、社会参加の場の創出
- (6) 地域の創意工夫を活かした就職説明会の開催
- (7) 社会参加や就労に向けた活動のネックとなる経済的負担の軽減
- (8) 他の国庫補助金等の対象となっている事業の充実・強化
- (9) 都道府県が(1)の実施を前提に、当該都道府県内の市町村及び特別区(これらの一部事務組合及び広域連合を含む。)と連携し、既存の事業を広域化して実施する事業
- (10) (1)から(9)までに掲げるもののほか、地方公共団体が先進的・積極的に就職氷河期世代への支援に取り組むための事業 等
(なお、(9)以外の事業については、複数の地方公共団体が連携・協力して広域的に実施することも可能とする。)

8 交付金の交付

内閣総理大臣は、地方公共団体が事業のために支出した費用について、交付要綱第4条に基づき交付金を交付するものとする。

9 効果検証

- (1) 交付金の交付を受けようとする地方公共団体は、別に定めるところにより、交付金を充てて行う事業の実施状況に関する客観的な指標(以下「重要業績評価指標」という。)を設定の上、その達成状況について、毎年度検証するものとする。
- (2) 地方公共団体は、検証結果について内閣総理大臣に報告するよう努めるとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表するよう努めるものとする。

10 事後評価

- (1) 交付金を充てて行う事業を実施した地方公共団体は、次に掲げる事項について、交付金計画期間終了後に速やかに事後評価を行うものとする。
 - ・ 交付金計画期間における事業の達成状況
 - ・ 交付金計画期間における重要業績評価指標の達成状況
- (2) 地方公共団体は、事後評価の実施に当たっては、学識経験者等の第三者の意見を求める、地方公共団体独自の評価制度や既存の会議体、都道府県プラットフォーム等を活用する等の方法により、評価の透明性、客観性及び公正性を確保するように努めるものとする。
- (3) 地方公共団体は、評価結果について、内閣総理大臣に報告するよう努めるとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表するよう努めるものとする。

11 重要業績評価指標等の検証状況の把握

内閣総理大臣は、交付金の交付を受けた地方公共団体に対し、9による検証結果及び10による事後評価について、報告を求めることができるものとする。

12 関係行政機関の連携強化

内閣総理大臣、財務大臣及び厚生労働大臣は、交付金計画の適正な実施のため、交付金による事業の実施に係る情報の共有を図るものとする。

13 その他

この要綱及び交付要綱に定めるもののほか、必要な事項は、地域就職氷河期世代支援加速化事業推進室長が別に定めるものとする。

14 附則

- (1) この要綱は、令和6年3月8日から施行する。
- (2) なお、この要綱の規定は、施行日以降の申請に係る交付金の交付事業について適用し、施行日以前の申請に係る交付金の交付事業については、なお従前の例によることとする。